

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 市営住宅等の整備（第3条の2・第3条の3）

第2章 市営住宅の管理（第4条—第45条）

第3章 社会福祉事業等への活用（第46条—第52条）

第4章 特定優良賃貸住宅としての活用（第53条—第57条）

第4章の2 駐車場の管理（第57条の2—第57条の10）

第5章 補則（第58条—第64条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市営住宅 市が法の規定による国の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- （2） 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第1条に規定する施設で市が設置するものをいう。
- （3） 最低居住面積水準 住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項に規定する全国計画において定める最低居住面積水準をいう。
- （4） 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- （5） 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業を

いう。

(市営住宅の設置)

第3条 低額所得者の住宅不足を緩和するため、法第2条第2号の公営住宅として市営住宅を設置する。

2 市営住宅の設置場所、構造及び戸数は、市長が告示する。

第1章の2 市営住宅等の整備

(市営住宅等の整備の基本方針)

第3条の2 市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全で暮らしやすい地域社会の形成に資するように配慮して整備しなければならない。

2 市営住宅等は、安全、衛生、美観及び最低居住面積水準を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない。

3 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めるとともに、既存の市営住宅等の有効利用を図ることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(市営住宅等の整備基準)

第3条の3 法第5条第1項の規定による市営住宅の整備基準及び同条第2項の規定による共同施設の整備基準は、前条の規定に適合するように規則で定める。

第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞への掲載
- (2) テレビジョン放送
- (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 市の広報紙への掲載
- (5) 市のホームページへの掲載

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、市営住宅に入居しようとする者について、次に掲げる理由がある場合は、そ

の者を、公募によらないで、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、市内に住所若しくは勤務場所を有する者又は新たに市内に居住することが必要と認められる者で、次の各号（老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として別表第1に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者にあっては第3号及び第4号）のいずれの条件をも具備するも

のでなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入が、別表第2の左欄に掲げる場合に应じ、それぞれ同表右欄に掲げる金額を超えないこと。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 規則で定める収入金を滞納していない者であること。

（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 別表第2の10の項に掲げる市営住宅の入居者は、前条各号（老人等にあつては、同条第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域（以下この項において「支援対象地域」という。）内の住宅に平成23年3月11日において居住していた同法第1条に規定する被災者に係る前条の規定の適用については、当該被災者が支援対象地域に住宅を所有している場合においても、同条第3号に掲げる条件を具備する者とみなす。

（入居の申込み及び決定）

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(市営住宅入居者選考審議会の設置)

第9条 市長の諮問に応じ、市営住宅入居者の適否を調査し、審議するため、倉敷市営住宅入居者選考審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんによって入居予定者を定め、入居者資格の審査を経て、入居者を決定する。

3 市長は、第1項に規定する者のうち、第5条に規定する理由がある者、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親、引揚者、炭鉱離職者、老人、障害者又は低額所得者で、速やかに市営住宅に入居することを必要としているものその他市長が必要と認める者については、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

4 第1項及び前項の選考について市長が必要と認める場合は、審議会に諮るものとする。

(入居補欠者)

第11条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居予定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者の数が入居させるべき市営住宅の戸数に満たないとき、又は入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者資格の審査を経て、入居者を決定するものとする。

(住宅入居の手續)

第12条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手續をしなければならない。

(1) 入居決定者及び連帯保証人が署名押印(連帯保証人が法人の場合は、記名押印)をした請書を提出すること。

(2) 第21条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手續を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手續をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手續をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手續をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第13条 前条第1項第1号の連帯保証人に必要な条件は、規則で定める。

2 前項に規定する連帯保証人は、家賃、損害賠償金その他の市営住宅の使用に際し生じた本市に対する債務を負担しなければならない。

3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく新

たに連帯保証人を定め、市長の承認を得なければならない。

- (1) 死亡し、又は解散したとき。
- (2) 住所又は居所が不明となったとき。
- (3) 連帯保証人に必要な条件を欠いたとき。

4 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

5 前2項の規定による承認を得ようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(同居の承認)

第14条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしてはならない。

- (1) 当該承認によって、当該世帯の収入が第6条第2号に定める金額を超える場合（当該同居させようとする者が、入居者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第3号において同じ。）である場合及び一旦退去した者で入居の際に同居していた親族である場合を除く。）
- (2) 当該入居者が、第45条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (3) 当該同居させようとする者が、入居者の3親等内の親族又は配偶者のいずれにも該当しない場合
- (4) 当該同居させようとする者が、暴力団員である場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める条件を具備しない場合

3 前項の規定にかかわらず、市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、第1項の規定による承認をすることができる。

(入居の承継)

第15条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第16条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第31条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第38条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

（収入の申告等）

第17条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第18条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対し、市長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（1） 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

（2） 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

（3） 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（4） その他前3号に準じる特別の事情があるとき。

（家賃の納付）

第19条 市長は、第12条第5項の入居可能日から入居者が市営住宅を明け渡した日（第3

4 条第 1 項又は第 3 9 条第 1 項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 4 4 条第 1 項に規定する手続を経ないで市営住宅を明け渡したときは市長が定める日、第 4 5 条第 1 項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日) までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（1 2 月にあっては 2 5 日）までにその月分の家賃を納付しなければならない。ただし、市営住宅を月の途中で明け渡した場合は、当該明け渡した日までに納付しなければならない。

3 前項の場合において、家賃の納期限が倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第 4 0 号）に規定する市の休日に当たるときは、その翌日をもって当該家賃の納期限とする。

4 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は、当該使用期間の日数に応じて日割計算により算定する。

（督促）

第 2 0 条 家賃を前条第 2 項又は第 3 項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（敷金）

第 2 1 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する額の敷金を徴収するものとする。

2 市長は、第 1 8 条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すときに、これを還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金その他入居者が負担すべき費用があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には、利子を付けない。

（敷金の運用等）

第 2 2 条 市長は、敷金を有価証券の取得、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者

の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅等の修繕に要する費用（畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき理由によって第1項の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅等の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第25条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき理由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は破損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第26条 入居者及び同居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすと認められる行為として規則で定めるものをしてはならない。

(市営住宅を使用しないときの届出)

第27条 入居者が当該市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第28条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途の制限)

第29条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(増築等の制限)

第30条 入居者は、市営住宅の模様替え又は増築をしてはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに市営住宅の模様替え又は増築をしたときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第31条 市長は、毎年度、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第17条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第32条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第33条 第31条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍

同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第18条から第20条までの規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第34条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準じる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第35条 第31条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第16条第1項及び第33条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

3 第18条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第19条及び第20条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第36条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があ

ると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第37条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第31条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第41条第1項の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第31条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第38条 市長は、第16条第1項、第33条第1項若しくは第35条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第33条第3項又は第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第34条第1項の規定による明渡しの請求、第36条の規定によるあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は前項の当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第39条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 第35条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第39条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(仮住居の提供)

第40条 市長は、前条第1項の規定により市営住宅の明渡しの請求をする場合は、当該市営住宅の入居者に対し、必要な仮住居を提供するものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第41条 市長は、市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者で、法第40条第1項の規定により、市長が定める期間内に当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該市営住宅に入居させるものとする。この場合において、その者については、第6条及び第7条第2項の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間においてその者が市営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該市営住宅に入居すべき旨を通知するものとする。

3 市長は、正当な理由がないのに前項の規定により市長が通知した入居期間内に、当該市営住宅に入居しなかった者については、第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅に入居させないことができる。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第42条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第33条第1項又は第35条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第43条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する

市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第33条第1項又は第35条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第44条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第30条第1項ただし書の規定により市営住宅の様様替え又は増築をしたときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第45条 市長は、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に破損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 第14条、第15条及び第25条から第30条までの規定に違反したとき。
- (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (7) 暴力団員であることが判明したとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

- 5 市長は、市営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 社会福祉事業等への活用

（使用許可）

第46条 市長は、市営住宅を社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第1条で定める事業（以下「社会福祉事業等」という。）を運営する社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人その他同令第2条で定める者（以下「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合においては、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅の使用を社会福祉法人等に許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用手続）

第47条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

（使用料）

第48条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することと

なる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用規定)

第49条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第19条から第30条まで、第39条及び第44条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第19条第1項中「第13条第5項」とあるのは「第47条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第34条第1項又は第39条第1項」とあるのは「第39条第1項」と、「第45条第1項」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第50条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第51条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第47条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 特定優良賃貸住宅としての活用

(使用許可)

第53条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特優賃法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の理由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第54条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特優賃法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第55条 第53条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の各号のいずれの条件をも具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者で、その所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法規則」という。）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 特優賃法規則第7条各号に定めるもの

(家賃)

第56条 第53条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第16条第1項、第33条第1項又は第35条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 第16条第3項の規定は、前項の近傍同種の住宅の家賃について準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

3 第17条の規定は、第1項の入居者の収入について準用する。

(準用規定)

第57条 第53条の規定による市営住宅の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第15条まで、第18条から第30条まで、第38条から第45条まで及び第59条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第55条」と、第19条第1項中「第34条第1項又は第39条第1項」とあるのは「第39条第1項」と、第38条第1項中「第16条第1項、第33条第1項若しくは第35条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第33条第3項又は第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第34条第1項の規定による明渡しの請求、第36条の規定によるあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第56条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第4章の2 駐車場の管理

(使用許可)

第57条の2 市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第57条の3 駐車場を使用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 市営住宅の入居者（第53条の規定により市営住宅を使用する者を含む。）又は同居者であること。

(2) 自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3) 第45条第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、第46条の規定により市営住宅を使用する社会福祉法人等及び市長が特別な事由があると認める者は、駐車場の使用者の資格を有するものとする。

(使用者の決定)

第57条の4 市長は、別に定めるところにより、駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が必要と認めるときは、優先的に駐車場を使用させることができる。

(使用の開始)

第57条の5 市長は、駐車場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、速やかに駐車場の使用開始可能日を通知しなければならない。

2 使用者は、前項の規定により通知された使用開始可能日から7日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料等)

第57条の6 駐車場のうち有料で使用させるもの（以下「有料駐車場」という。）の名称及び設置場所は、規則で定める。

2 有料駐車場の使用料は、近傍同種の有料駐車場の使用料を限度として、規則で定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において市長が必要と認めるときは、別に定めるところにより、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第57条の7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 有料駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があるとき。
- (3) 有料駐車場について改良を施したとき。

(使用許可の取消し)

第57条の8 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 第57条の10において読み替えて準用する第28条、第29条本文又は第30条第1項本文の規定に違反したとき。
- (3) 使用料を3箇月以上滞納したとき。
- (4) 駐車場又はその附帯する設備を故意に破損したとき。
- (5) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (6) 第57条の3に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 第45条第2項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第45条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替え、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第57条の8第1項第1号」と、「入居した日」とあるのは「使用を開始した日」と読み替え、同条第4項中「第1項第2号から第5号まで」とあるのは「第57条の8第1項第2号から第6号まで」と読み替え、同条第5項中「第1項第6号」とあるのは「第57条の8第1項第7号」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第57条の9 市長は、有料駐車場の管理を第60条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に有料駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第57条の6第1項の規定にかかわらず市長が定める

額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(準用)

第57条の10 第57条の2から前条までに定めるもののほか、第19条、第27条、第28条、第29条本文、第30条第1項本文及び第44条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替え、第19条第1項中「第13条第5項」とあるのは「第57条の5第1項」と、「第44条第1項」とあるのは「第57条の8第1項」と読み替え、同条第4項中「に入居した」とあるのは「の使用を開始した」と読み替え、第28条中「入居」とあるのは「使用」と読み替え、第29条中「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替え、第30条第1項中「市営住宅の模様替え又は増築をして」を「駐車場に工作物を設置して」に読み替えるものとする。

第5章 補則

(住宅連絡員)

第58条 市長は、住宅連絡員を置くことができる。

2 住宅連絡員は、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、住宅連絡員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(立入検査)

第59条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第60条 市営住宅等の管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年倉敷市条例第54号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第61条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市営住宅等の維持管理に関する業務
- (2) 市営住宅の公募その他の市長の業務の補助に係る業務
- (3) 駐車場の使用許可に関する業務
- (4) 有料駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (5) 有料駐車場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅等の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務

(指定管理者の権限)

第62条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第23条第3項、第44条（第57条の10において準用する場合を含む。）、第57条の2、第57条の4、第57条の5及び第57条の8第1項に規定する市長の権限並びに第30条に規定する市長の権限（模様替えの承認に限る。）を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(罰則)

第63条 市長は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃又は使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第64条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例による改正後の倉敷市営住宅条例（以下「新条例」という。）第4条第2項、第6条から第8条まで、第10条、第12条、第14条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第27条から第43条まで及び第45条の規定は適用せず、この条例による改正前の倉敷市営住宅条例（昭和46年倉敷市条例第85号。以下「旧条例」という。）第4条第2項、第6条、第7条、第9条、第11条、第13条から第19条まで、第22条から第35条までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第5条第8号中「他の市営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。
- 4 新条例第16条第1項、第33条第1項又は第35条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 5 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第16条又は第18条の規定による家賃の額が旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第16条又は第18条の規定による家賃の額から旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第33条又は第35条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第14条、第15条又は第16条の規定による家賃の額に旧条例第30条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第33条又は第35条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額か

ら旧条例第14条，第15条又は第16条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に，旧条例第14条，第15条又は第16条の規定による家賃の額及び旧条例第30条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

6 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってなされた請求，手続その他の行為は，新条例の相当規定によってなされたものとみなす。

7 法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される市営住宅に係る第2条第1号の規定の適用については，同号中「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付け」と，「建設，買取り又は借上げ」とあるのは「建設」とする。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

8 船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に船穂町営住宅管理条例（平成9年船穂町条例第23号）又は真備町営住宅管理条例（平成9年真備町条例第26号）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。

9 編入日以後の両町の区域内における市営住宅の家賃については，平成20年3月31日までの間は，第16条の規定にかかわらず，市長が別に定めるところにより減額することができる。

(平成21年度から平成26年度までの家賃の特例)

10 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「改正令」という。）の施行の日の前日において現に入居している者に係る平成21年度から平成26年度までの間の収入が次の各号のいずれかに該当する場合における当該年度の毎月の家賃の額（以下「特例家賃額」という。）は，改正令附則第3条の規定にかかわらず，次項に定める額とする。

(1) 139,000円を超え153,000円以下

(2) 158,000円を超え178,000円以下

(3) 186,000円を超え200,000円以下

(4) 214,000円を超え238,000円以下

(5) 259,000円を超え268,000円以下

11 特例家賃額は、改正令による改正後の公営住宅法施行令第2条の規定により算出した家賃の額から、改正前の公営住宅法施行令第2条の規定により算出した家賃の額（以下「改正前家賃額」という。）を控除して得た額に次の表左欄に掲げる年度の区分に応じ同表右欄に定める調整率を乗じて得た額を改正前家賃額に加えて得た額とする。

年度の区分	調整率
平成21年度	7分の1
平成22年度	7分の2
平成23年度	7分の3
平成24年度	7分の4
平成25年度	7分の5
平成26年度	7分の6

附 則（平成12年3月24日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市営住宅条例第21条第1項の規定（中略）は、この条例の施行の日以後の募集に係る入居の決定を受けた者について適用し、同日前の募集に係る入居の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成12年9月29日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第44号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年2月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第77号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

する。

(平成17年9月規則第168号で、同17年10月1日から施行)

附 則 (平成17年7月27日条例第154号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月2日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月19日条例第46号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日条例第21号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間における入居者の資格に係る別表第1の規定の適用については同表1の項中「60歳以上の」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた」と、別表第2の規定の適用については同表1の項中「60歳以上」とあるのは「昭和31年4月1日以前生まれ」とする。

(関係条例の一部改正)

3 倉敷市営再開発住宅条例(平成9年倉敷市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(第2号イを除く。)」を削る。

第5条第1項中「第6条第2号ア又はウ」を「第6条第2号」に改める。

4 倉敷市営都市計画住宅条例(平成9年倉敷市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(第2号イを除く。)」を削る。

第5条第1項中「(イを除く。)」を削る。

附 則 (平成25年12月26日条例第54号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条第3項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の8の項の改正規定 平成26年1月3日
- (3) 別表第1に9の項を加える改正規定 平成26年4月1日

附 則 (平成26年9月26日条例第53号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に入居の申込みをする者に係る入居の条件について適用し、同日前に申込みをした者に係る入居の条件については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

1	60歳以上の者
2	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害者手帳の交付を受けた者は1級から4級まで、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は1級から3級まで又は療育手帳の交付を受けた者はA若しくはBに該当するもの
3	戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に該当するもの
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている者
5	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
6	海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

7	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
8	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この項において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>
9	犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（8の項に規定するものを除く。）で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったと認められるもの

別表第2（第6条関係）

1	入居する者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯である場合	214,000円
2	身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までに該当する者がいる世帯	214,000円
3	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級に該当する者がいる世帯	214,000円
4	療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAに該当する者又はBのうち中度以上に該当する者がいる世帯	214,000円
5	別表第1の3の項に該当する者がいる世帯	214,000円
6	別表第1の4の項に該当する者がいる世帯	214,000円
7	別表第1の6の項に該当する者がいる世帯	214,000円

8	別表第1の7の項に該当する者がいる世帯	214,000円
9	同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯	214,000円
10	法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚 ^{じん} 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者	214,000円
11	1の項から10の項までに該当しない場合	158,000円